

Press Release

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表

平成27年11月24日(火)

午後2時 解禁

京都労働局働き方改革推進本部

雇用均等室

 担
 室
 長
 金井
 陽子

 労働基準部監督課

課 長 岡嶋 静

職業安定部職業安定課

当 課 長 笹原 弘美

総務部企画室

室 長 谷口 誠 電話 075-241-3212(ダイヤルイン)

京都雇用創出活力会議(地方版政労使会議)を開催しました

本日、京都労働局(局長 井内雅明)、京都府、京都市、労働者団体及び使用 者団体は、第12回「京都雇用創出活力会議」を下記のとおり開催しました。

本会議は、京都府を取り巻く雇用情勢、雇用対策における重要課題について、 行政・労働者団体・使用者団体の代表者(オール京都)が参集し、今後の方針に ついて話し合うものです。

なお、本会議では、会議の名称を変更するとともに、同会議を政府が実施している「経済の好循環実現に向けた政労使の地方版会議」として位置付けることなども確認されました。

記

1 日 時 平成 27 年 11 月 24 日(火) 午前 9 時 45 分~午前 10 時 45 分

2 場 所 御所西 京都平安ホテル 1階 「平安の間」

3 出席者 山 田 啓 二 京都府知事

かと かわ だい さく 京都市長

井 内 雅 明 京都労働局長 橋 元 信 一 連合京都会長

安藤孝夫京都経営者協会会長

4 会議の内容

今後の取組の方針として

- (1) オール京都で人づくりと正規雇用の拡大・雇用の質の向上に向け、働き方改革を進める。
- (2) 女性、若者、高齢者、障害者のある人などあらゆる人が輝ける社会を 目指す。
- (3) 京都ジョブパークの人材確保機能を大幅に強化し、京都企業の人手不足を解消する。

というテーマで話合いが行われ、別添「第 12 回京都雇用創出活力会議」 確認事項(案)に基づいて出席者から意見が出されました。

また、京都府における経済情勢の変化に対応するため、本会議の名称を「京都労働経済活力会議」とするとともに、同会議を、現在政府が開催している「経済の好循環実現に向けた政労使会議」(参考資料参照)の地方版会議として位置付けることも提案され、出席者全員から了承されました。

【ご留意】

別添の確認事項(案)は、出席者からの発言に基づき修正した上で、後日確定します。

【お知らせ】

別添の確認事項は、平成27年12月1日に確定しました。

第12回「京都雇用創出活力会議」確認事項

現状と課題

- ◇府内の有効求人倍率は、昨年4月以降1倍を超え、業種・地域を問わず人手不足が 深刻化しており、労働力人口が減少する中、女性や若者の活躍促進など、総合的な 人材確保対策が重要。
- ◇本年3月の新規学校卒業者の就職内定率は、調査開始以来最高となるなど、若者の 就職環境は改善している一方、新卒就職者の早期離職の現状があることから、早い 段階からの職業観の醸成、職場定着に向けた支援が必要。
- ◇約2割の望まない非正規労働者の正規雇用化や産業構造上、特に非正規率の高い宿泊 ・飲食・小売業関連業種などにおける働き方改革に向けた対策が必要。
- ◇「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性活躍促進 と出産・育児による離職防止のための職場環境整備が必要。
- ◇雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止、合理的配慮の提供を盛り込んだ改正「障害者の雇用の促進等に関する法律」や、「青少年の雇用の促進等に関する法律」、「過労死等防止対策推進法」などに基づき、関係機関が連携して対応していくことが必要。
- ◇経済雇用情勢の変化に対応していくため、雇用創出だけでなく長時間労働の削減や非正規労働者の正社員転換など、雇用の質の向上に取り組み、労働生産性の向上を図ることが必要。

確認事項

【取組の方向】

- ①オール京都で人づくりと正規雇用の拡大・雇用の質の向上に向け、働き方 改革を進める。
- ②女性、若者、高齢者、障害のある人などあらゆる人が輝ける社会を目指す。
- ③京都ジョブパークの人材確保機能を大幅に強化し、京都企業の人手不足を 解消する。

【会議の名称】

経済雇用情勢の変化に対応し、議論を広げていく必要があるため、会議名称「京都雇用創出活力会議」を「京都労働経済活力会議~人を大切にする「京都ならではの働き方」の推進~」に変更する。

確認事項の実現に向けた具体的な施策

【施策1】京都ならではの働き方改革を進め、オール京都での人づくりと正規雇用の拡大・雇用の質の向上による京都企業の人材確保(「京都人材育成・雇用改善プロジェクト(仮称)」による取組)

(1) オール京都の人づくり

- ・子どもの頃からの職業観の醸成の充実・強化や大学生の京都企業への早期 インターンシップ、職業体験の実施
- ・産業界や地域のニーズを踏まえ、企業と連携・協働し、求職者・在職者に 対する訓練を実施

(2) 正規雇用の拡大と雇用の質の向上

- ・不本意非正規労働者の正規雇用化の促進
- ・サービス産業等における労働生産性の向上による正規雇用の拡大
- ・非正規労働者を含めた労働者の処遇改善の促進
- ・長時間労働の削減など働き方改革による雇用の質の向上

【施策 2 】女性、若者、高齢者、障害のある人などあらゆる人が輝ける社会の 実現

(1) 女性・若者・高齢者などの雇用拡大

- ・「輝く女性応援京都会議」のもと、女性の活躍促進拠点を設置し、300 人以 下の中小企業を中心として、女性の採用、人材育成、登用を促進
- ・新卒者など若者の就職促進、健康で働く意欲のある高齢者がキャリアを活かし、いきいきと働ける場づくりの推進などを通じて雇用を拡大

(2) 障害のある人・就職の難しい人等の就労支援

- ・福祉から雇用まで一貫して支援するため、障害のある人の特性に応じた就 業力の強化やマッチングのほか、定着に向けた企業への助言等
- ・地域若者サポートステーションやNPO団体等と連携して就職の難しいひ きこもりの若者等の就労を支援

(3) 生活保護受給者等生活困窮者への就労支援

- ・福祉事務所とハローワークが一体的に就労支援に取り組む「福祉・就労支援コーナー」など自立支援施策により、生活保護受給者等生活困窮者の就労を支援
- ・京都ジョブパークの自立就労サポートセンターが各市をサポートし、生活 困窮者等の就労を支援

(4) 「ブラック」企業の根絶

- ・アルバイトや就職先での賃金不払い残業や過重労働など、働く人を使い捨てにする「ブラック企業・ブラックバイト」の根絶に向け、京都労働局における監督・指導の徹底と、京都府・京都市、労使団体による周知啓発
- ・大学生・高校生等のアルバイト先での労働条件を巡るトラブル防止に向け 労働関係法令の周知・啓発

【施策3】京都ジョブパークの人材確保機能を大幅に強化し、京都企業の人手不 足解消の取組

(1) 京都企業の人材確保対策

・京都ジョブパークを中心にオール京都で求職者支援を進めるとともに、京都ジョブパークの「中小企業人財確保センター」を京都企業の人材確保を 戦略的・横断的に支援する「京都企業人財確保センター」に改組し、5つ のプロジェクトを立ち上げる

【5つのプロジェクト】

◇京都企業人材確保伴走支援プロジェクト

・「京のまち企業訪問」のコンテンツ充実により京都の中小企業の情報 発信力を強化するほか、京都ジョブパークと中小企業応援隊、ハロー ワークが一体的に人手不足企業を寄り添い支援

◇学生就職支援プロジェクト

・国・府の大学生就職支援窓口を京都ジョブパークに一元集約し、大学のキャリアサポートセンターや京都市フルカバー学生等就職支援センターと連携した大学での合同企業説明会の開催など、府内学生の京都企業への就職を強力に促進

◇京都企業還流人材獲得プロジェクト

・都市部での京都企業の魅力発信やインターネットを活用した新たな人 材の確保など、首都圏等から京都企業への就職・転職を促進

◇中高年齢者・中核人材活躍支援プロジェクト

・京都で就職を希望する大企業等の技術・経営人材や中核人材等を登録 し京都企業とマッチングするほか、人手不足業界に対応した中高年齢 者のキャリアを養成

◇女性人材活躍支援プロジェクト

・マザーズジョブカフェにおいて、即戦力となる子育て中の女性を中心 に人材を育成し、京都企業とのマッチングを促進

(2) 若年者の早期離職防止及び職場への定着支援

・企業に定着する人材の育成と早期離職防止のため、基礎力養成研修、企業 実習、マッチング、定着支援までの一貫したプログラムにより企業及び求 職者を支援

その他

【会議名称】「京都雇用創出活力会議」名称の変更等

(1) 「京都雇用創出活力会議」の名称を変更

・経済雇用情勢の変化に対応するため、雇用創出だけでなく労働時間の適正 化や正社員化の促進など雇用の質の向上を図り、人手不足や労働生産性の 向上などを進める議論を広げていく必要がある。このため、会議の名称「京 都雇用創出活力会議」を変更

新名称:

「京都労働経済活力会議」

人を大切にする「京都ならではの働き方」の推進~

(2) 会議メンバーの拡大

・議題に即した幅広い議論ができるよう、適宜、会議の参加者の拡大も検討。

(3) 地方版「政労使会議」としての位置付け

・本会議を政府による「経済の好循環実現に向けた政労使会議」の地方版と して位置付ける

経済の好循環実現に向けた政労使会議の開催について

平 成 2 5 年 9 月 1 8 日 内閣府特命担当大臣(経済財政政策)決定

1 趣旨

「経済財政運営と改革の基本方針」(平成25年6月14日閣議決定)及び「日本再 興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)を踏まえ、経済の好循環の実現に向けて、 政労使の三者が意見を述べ合い、包括的な課題解決のための共通認識を得ることを 目的として、「経済の好循環実現に向けた政労使会議」(以下「会議」という。)を 開催する。

2 構成員

- (1)会議の構成員は、副総理 兼 財務大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)、 厚生労働大臣及び経済産業大臣、経済界の代表者、労働界の代表者並びに有識者 とする。
- (2) 会議は、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)が主宰する。
- (3)会議には、内閣総理大臣及び官房長官が随時出席することができるほか、必要に応じ、他の国務大臣その他関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

会議の庶務は、政策統括官(経済財政運営担当)において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、会議で定める。